

議案第1号 都市行財政制度の改善について

1. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)の成立に伴い、基礎自治体への権限移譲について、事務処理の円滑な執行を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、自治体の意見を十分反映させ、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築などの財源確保を図り、真の改革を強力に推進すること。
2. 国の「財政運営戦略」における地方の一般財源総額の確保に基づき、総額確保の確実な実行を図るとともに、地方税・地方交付税について次の措置を講じること。
 - (1) 国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、消費税を含めた基幹税による税源移譲を行い、地域間における税収偏在のない税体系を構築すること。また、税制改正に伴う地方の増収分については、各自治体がこれまで実施してきた施策の充実に自主的に充てるなど、その用途を地方の裁量に委ねること。
 - (2) 地方財政計画の適正化を図ったうえで、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、地方交付税総額の安定的確保を図ること。
 - (3) 地方交付税の算定については、都市的財政需要の実態に即し、且つ地方自治体の経営努力が十分に反映されるよう算定方法の見直しを図ること。
 - (4) 地方交付税が地方固有の共有財源であることを明確にするため、地方自治体の自立と連帯を進める「地方共有税」に改めること。
3. 国庫補助金等の一括交付金化(地域自主戦略交付金化)については、地方の自由度を高めることはもとより、市町村の意見を十分に踏まえ、事業実施に支障が生じないように、現行補助金等の総額を確保するとともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。
4. 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とするとともに、補償金免除繰上償還制度の拡充や、公債費負担における対象金利の引き下げなどの改善を図ること。
5. 市街化調整区域と市街化区域とでは、農地に対する固定資産税額に大きな差があることから、市街化区域農地の課税について軽減策を講じること。
6. 市街化調整区域に係る開発行為のうち、行われても支障のないもの又はやむを得ないものとして開発許可権者が許可しようとする場合に、あらかじめ開発審査会において議決を要することになっている。開発審査会は都道府県及び指定都市等に置かれることとなっており、開発行為等の規制に係る事務を処理することとなった市においては、都道府県の開発審査会を利用することとされているが、地域の実情に応じた開発許可制度の運用を図るため、開発事務処理市への開発審査会設置を可能とすること。

議案第 2 号 医療保険制度改革等の推進について

1. 医療保険制度改革にあたっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国が保険者となって、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。なお、制度の一本化に当たっては、十分な準備期間を設けること。また、制度の一本化が図られるまでの間は、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
2. 国民健康保険制度の健全な運営を確保するため、次の措置を講じること。
 - (1) 制度改正にかかる政令改正等の早期周知と電算システムの改修に係る経費等について、十分な財政措置を講じること。
 - (2) 特定健診・保健指導について、実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減額措置を撤廃すること。
 - (3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
 - (4) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。
 - (5) 企業のリストラなどで職を失い国民健康保険に加入してきた「非自発的失業者」に対する保険料軽減措置、並びに、高額療養費等の自己負担限度額の軽減に伴う保険者への減収補てんについて、国が責任を持って財源措置を行うこと。
 - (6) 低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、自治体病院運営に係る交付税算入の拡充を図ったうえでの診療報酬引き下げも検討すること。
3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
 - (1) 後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、保険料を抑制するため、国の責任において十分な財政措置を講じること。
 - (2) 後期高齢者医療制度に代わる新たな医療制度については、国の責任を明確にし、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、被保険者や市町村に新たな負担が生じることのないよう国において万全の対策を講じること。また、新制度の構築に伴うシステム構築・改修費等に対して十分な財政措置を講じるとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間を設けること。
4. 市町村が行う予防接種に対する財政措置の拡充を図るとともに、医学的判断により生後 6 ヶ月以降 1 歳に達するまでの期間に行われる BCG 接種、定期予防接種が事実上中止されていた期間に定期接種対象外の月齢に達した者に対する日本脳炎の予防接種、乳幼児へのヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチン、インフルエンザワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種を定期予防接種として位置付けること。また、重篤化が懸念される高齢者の肺炎について、その健康を守る観点から高齢者肺炎球菌ワクチンについても定期接種化を図ること。

5. 障害者の自立と社会参加を確実に安定的に支援するため、障害者自立支援制度等について、次の措置を講じること。
 - (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水準確保を図ること。特に障害者グループホーム・ケアホームについては、24時間支援体制が可能となるよう報酬額を改善すること。
 - (2) 地域生活支援事業の実施などについて、市町村及び利用者の負担増にならないよう十分な財政措置を講じること。
 - (3) 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るため市町村と十分協議すること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
 - (4) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化しよう、有料道路事業者への指導を行うこと。
 - (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
 - (6) 障害者自立支援制度に代わる新たな障害者制度については、現行の負担軽減策を継続させるとともに、分かりやすく安定した制度とすること。
 - (7) 強度行動障害者への支援体制の整備を図るため、特別支援加算制度を創設すること。
 - (8) 障害者に対する虐待防止について、法の施行を円滑にするための体制整備や財源措置を進めるなど、一層の支援を行うこと。
 - (9) 精神障害者の日中活動系サービスによる体験利用ができるよう制度改正を講じること。
6. 寡婦の医療費について、国の責任において軽減策を講じること。
7. がん対策の一層の充実を図るため、乳がん・子宮がんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。
8. 地方が単独で実施している各種医療費助成について、その重要性や必要性に鑑み、国において早期に制度化すること。また、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。
9. 年金受給者が安心して生活できるよう、最低保障年金等を含む年金制度の充実を図ること。また、在日外国人等の制度的無年金の障害者及び高齢者について、国の責任において救済措置を講じること。
10. 生活保護制度の抜本改革について、次の通り特段の措置を講じること。
 - (1) 「働くことができる人は働く社会」の実現に向けて、稼働可能層の就労自立を促進するため、生活保護制度に優先する「雇用・労働施策」を国の責任において実施するとともに、雇用機会の創出を図るため、緊急雇用創出事業の対象期間を延長する

こと。また、高齢者層については生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設するなど、社会保障制度全体のあり方を含めた抜本的な改革を行うこと。

- (2) 生活保護制度においては、稼働可能な受給者の自立を促進するため、就労へのインセンティブが働く制度設計を行うとともに、社会奉仕への参加など働く習慣付けにつながる仕組みを導入すること。また、悪質な不正事案に厳正に対応するため、実施機関である自治体の調査権の強化や貧困ビジネスに対する法規制を実施するほか、医療扶助等の適正化に向け、過剰な医療行為を審査する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則強化を図るなど、不正を許さない制度を構築すること。
- (3) 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。
- (4) 国が本年3月に設置を表明した「生活保護制度に関する国と地方の協議」の場において、地方と対等な立場で十分な協議を行うこと。
- (5) 老齢加算の再開や夏季加算の創設を行うとともに、介護保険施設の個室利用、地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有（使用）などが可能となるよう改善を図ること。

議案第3号 少子高齢化対策等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 子ども手当などの今後の制度設計にあたっては、全国一律の現金給付施策の効果を改めて検証するとともに、現金給付とサービス給付にかかる国と地方の役割分担のあり方を含め、国と地方の協議の場において幅広く検討し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取り組みが行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、認定請求のあった日の翌月からではなく、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
 - (2) 国の責任において、乳幼児医療費の無料化制度を創設するとともに子どもの医療費負担軽減措置の充実と適用範囲の拡大を図ること。
 - (3) 児童扶養手当について、所得制限限度額の緩和等を行うとともに、一部支給制限措置を見直すこと。また、児童扶養手当と公的年金の併給を可能とし、子育て支援施策の充実を図ること。
 - (4) 父子家庭を母子及び寡婦福祉貸付金の対象に加えるなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図ること。
 - (5) 妊婦健康診査の公費負担拡充について、恒久的な制度化を図るとともに、一層の財政措置を講じること。
 - (6) 放課後児童健全育成事業について、補助基準額の見直しを行うなどさらなる財政措置を講じること。
 - (7) LD、ADHD等の特別な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒を支援するため、教職員及び医療職員等の配置について、一層の措置を講じること。
2. 小児科、産科や内科、外科などの医師確保について、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、看護師の確保についても、必要な支援策の充実を図ること。
3. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって市町村の財政負担が過重とならないような財政措置を講じるとともに介護保険制度の円滑な運営について必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 介護給付費負担金（施設等給付費 20%・居宅給付費 25%）の別枠で調整交付金の財源を確保すること。
 - (2) 第5期介護保険事業(支援)計画における介護保険料算定に当たっては、急激な上昇を緩和するため、引き続き特例交付金などの財源措置を講じること。また、保険料・利用料などについての高齢者等低所得者対策について、国の責任において、総合的かつ統一的な対策を講じること。

- (3) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務について、地域の実情に即して、介護支援専門員への委託限度数や介護報酬の見直しを行うこと。
 - (4) 第1号保険料の設定方法について、より公平な保険料設定となるよう現行の世帯概念を用いている賦課方法の見直しを行うこと。
 - (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者への負担軽減措置を講じること。
 - (6) 介護従事者の処遇をさらに改善すること。
 - (7) 介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担を是正する措置を講じること。
 - (8) 老人介護支援センターに対する運営助成を行うこと。
4. 児童虐待防止対策について、虐待の再発を防止する観点から加害者に対する更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、市町村が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。
 5. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、今後ともその水準を確保すること。

議案第4号 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化をはかり、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
 - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
 - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進。
 - (3) 港湾・海岸の基盤整備促進。
 - (4) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る新駅設置及び連続立体交差事業の推進に必要な支援措置。
 - (5) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進。
2. 地方における道路整備が着実に推進できるよう道路整備財源を安定的に確保すること。また、地域の活性化と発展のため重要な社会基盤であるコミュニティバスや地域鉄道（第三セクター鉄道）を安定的に維持させるため、必要な経営支援を行うこと。
3. 下水道の普及拡大、整備促進やさらなる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新について、必要な財政措置を講じること。また、合流式下水道改善事業の猶予期間については事業の進捗状況を踏まえ、柔軟に対応すること。
 - (2) 流域下水道事業に関連する市町村が合併により単一市町村となった後も、引き続き都道府県が施設管理を行えるよう制度改正を図ること。
 - (3) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置を拡充すること。また、同一敷地内での親子世帯別住宅における合併浄化槽等による水洗化を実現するため建築基準法(施行令)の基準緩和を図ること。
4. 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化及び簡易水道事業の上水道への統合について、十分な財政措置及び補助対象事業の条件緩和を図るとともに、水道事業の経営健全化のため、起債の融資条件及び借り換え制度の条件緩和を図ること。
5. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更により事業費が増額され自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担限度額の設定や利水者負担額の軽減を図ること。
6. 定住自立圏構想に対する支援内容の充実及び適切な財政措置を講じるとともに、圏域全体の活性化を図るため、制度の見直しを図ること。また定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。

7. 社会資本整備総合交付金については、必要な都市基盤整備を効率的かつ適切に実施できるよう十分な財政措置を講じるとともに、地域自主戦略交付金への移行については、あくまで税源移譲までの経過措置とし、先行する都道府県における運用状況を踏まえ、市町村の意見を尊重したうえで、改めて制度設計を行うこと。なお、一部事務組合に関する補助事業等は地域自主戦略交付金の対象外とすること。
8. 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、合併特例債について発行可能期間の延長等の措置を講じるとともに、元利償還金に対する普通交付税についても所要額全額を確保すること。

議案第5号 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

1. 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、国及び地方自治体における対策の見直しが求められている。東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を推進するため、一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 日本海側及び太平洋側における津波に関する調査研究を積極的に進め、実効性のある津波の予測と被害想定を示し、地域防災計画の見直し等、防災対策の推進について支援を講じること。
 - (2) 避難施設・防災拠点施設の耐震化、避難路確保のための耐震診断・改修工事や空き家の解体撤去、蓄電機能を備えた街灯や誘導灯等の設置、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化等の防災対策整備について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、一般家庭における防災対策を促進するために必要な支援や、耐震化工事に対する補助金の拡充を図ること。
 - (3) 公立学校施設の耐震化を着実かつ早急に推進するため、耐震化を目的とする改築事業等について、実態に即した補助単価の見直し、補助率の嵩上げ措置、対象施設の基準緩和及び適用期間の延長を図るとともに、十分な財源及び建築資材等を確保すること。また、公立保育所の耐震化工事や、その他公共施設の耐震化関連事業についても同様に予算を確保すること。一方で、耐震化以外の学校施設の整備や改修についても、公教育を支える立場から必要な財政支援を行うこと。
 - (4) 老朽化した井堰の早期改築のために必要な措置を講じるとともに防潮(波)堤並びに防潮水門の早急な整備など、津波対策の強化を図ること。
 - (5) ため池の決壊対策事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の着実な整備促進を図るため、財政措置の拡充を図ること。
 - (6) 東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。
 - (7) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨に対する総合的な対策について十分な財政措置を講じること。
 - (8) 洪水等の災害時における市町村の役割等に鑑み、国が管理する河川においても市町村長の意見が反映される仕組みを構築すること。
 - (9) 災害復旧事業にかかる事務費について、必要な財政措置を講じること。
 - (10) 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金について、現在でも借受人が無資力な状態あるいは所在不明など、最大限の回収努力を講じてもなお、償還不可能なケースが数多くみられるため、東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、借受人等の現在の実情に応じた措置を講じること。
2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 今回の地震・津波による原子力災害発生の原因究明を行い、原子力発電施設の安全に対する統一基準の見直しを行うとともに、中立的な第三者機関のもとでの安全確認が行われる仕組みを構築すること。

- (2) 「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)の範囲を見直し、立地自治体と同程度の影響を受けると想定される隣接自治体においても同様の扱いとすることとし、隣接自治体が行う原子力防災対策に最大限の支援措置を行うとともに、原子力事業者との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うこと。
 - (3) 大規模自然災害時における通報システムを再構築し、迅速かつ適切な情報開示を徹底すること。また、原子力発電事故等大量の放射性物質が放出されるなどの恐れがある場合にあっては、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による解析の結果を適切に公開するとともに、避難区域の設定や住民避難については関係自治体の意向も踏まえながら、国が主導的な役割を果たすこと。
 - (4) 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。
 - (5) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入に関し、放射性物質により汚染されたがれきの処分については、まず原因者である事業者の責任のもと実施すべきであり、最終的には国が全ての責任を負うこと。
3. 原子力発電施設事故に端を発した深刻な電力不足は、市民生活や経済活動に甚大な影響を与えることから、次の事項について特段の措置を講じること。
- (1) 電力不足を乗り切るための節電について、大規模停電を回避するために必要なあらゆる情報の開示を求めるとともに、高齢者など社会的弱者にしわ寄せがもたらされることのないよう十分に配慮すること。また、各自治体での節電啓発に要する財源措置を講じること。
 - (2) 自然エネルギーへの関心が高まる中においても、一般家庭等では将来的なコスト回収への懸念が普及への足かせとなっていることから、早期普及に繋げるため、余剰電力買取価格の引き上げを行うとともに、耐久性の低い蓄電池の性能向上のための科学技術振興策を講じること。さらに、災害時の非常用電源として、公共施設への蓄電機能を備えた太陽光発電システムの整備に対する財政措置を講じること。
 - (3) バイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政措置を拡充すること。
4. 健康被害を早期に発見できる健診方法の確立など、アスベスト対策に関する調査研究を一層推進し、健康被害の拡大を防止するとともに、次の項目について早急に措置を講じること。
- (1) 今後の被害を未然に防止するため、アスベスト対策に係る環境基準を設定すること。
 - (2) 大気中のアスベスト濃度の測定方法について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。
 - (3) トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路、使用実態等を明らかにすること。
5. 高病原性鳥インフルエンザについて、防疫体制の強化や風評被害防止に関する万全の対策を講じるとともに、移動制限等による農家の損失や市町村が行う対策経費に対して十分な財政措置を講じること。

6. 台風12号では紀伊半島を中心に、河川の氾濫や大規模な土砂崩れが発生し、多くの尊い人命が奪われるとともに、家屋や社会基盤施設の倒壊・流出、道路や鉄道、ライフライン、情報通信網の寸断など、住民生活や農林水産業などの地域産業にも甚大な被害をもたらし、さらには世界遺産等の貴重な文化財にも甚大な被害が及んだ。被災地の復旧・復興に万全を期すため、以下の事項について早急に対策を講じること。

- (1) 激甚災害の指定を受け、災害復旧に要する経費については、泥土、流木等の処理等も含め、特別交付税等により十分な財政支援を行うこと。
- (2) 土砂ダムの決壊防止など、二次災害防止策を講じること。
- (3) 住民の命の道である高速道路や幹線道路を早急に復旧・整備すること。
- (4) 被災者生活再建支援法を早期に適用すること。
- (5) 被災者の生活支援や災害応急対策に要する支援を講じること。

議案第6号 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

1. 環境保全や自然保護の観点から、琵琶湖の総合的な保全のための行動計画を着実に推進するため、財政措置を拡充するとともに、森林整備の担い手確保・育成のため「緑の雇用担い手対策事業」の一層の推進を図ること。
2. 森林の公益的機能の持続的な発揮のための森林・林業・山村対策の抜本的な強化に向け、二酸化炭素排出源等を課税対象とする環境関連税を創設し、市町村に対する新たな税財源とすること。
3. 過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）の活性化を図るため、地域の実情に即した総合的かつ積極的な対策や必要な財政措置を講じること。
4. 地方における観光政策を推進するための環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
5. 「総合特別区域法」の成立を受け、総合特区制度について全省庁を挙げて、より積極的な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
6. 企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地へのアクセス整備や誘致企業への助成等の財政負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
7. 中小企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、適用基準の緩和を含めた金融対策の拡充を行うこと。とりわけ国内のものづくり産業は益々空洞化に向かって進み、中小企業の多くが存立基盤を失いつつあることから、将来にわたりものづくり産業を維持・発展させるため、電力不安や円高に強固な対策を講じるとともに、国内の「地域と企業」「企業と企業」のマッチング機能を構築するため、自治体の企業誘致・事業誘致への支援措置の拡充を図ること。
8. 有害鳥獣による農作物被害について、地域の特性に応じた対策を講じるとともに、十分な財政措置を図ること。また、有害鳥獣対策を広域的な取り組みとして、専門的な人員の確保並びに捕獲鳥獣の処分場の整備を図ること。
9. 農業者戸別所得補償等の農業・農村振興にかかる制度の整理統合を図ること。
10. 土地行政の根幹をなす地籍調査事業の推進を図るため、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に行えるよう必要な措置を講じること。
11. 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、さらなる罰則強化等を行うとともに、請求時に被請求者の承諾書等の添付を義務付けるなどの措置を講じること。また、養子縁組制度を悪用した虚偽の届出等を未然に防止する法改正を行うこと。

12. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理にかかる財政措置の拡充を図ること。また、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加える法改正に伴うシステム改修費等に対して十分な財政措置を講じるとともに、十分な準備期間を設け、きめ細かな周知を行うこと。
13. 地域間の情報格差を是正するために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
14. 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。
15. 廃棄物処理施設について、計画的な施設整備を行うため「循環型社会形成推進交付金」の予算確保及び対象の拡大を図るとともに、新たな施設整備を伴わない解体撤去についても財政措置を講じること。また、施設の修繕等に対しても十分な財政措置を講じること。
16. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等について十分な対策を講じることができるよう、特別措置法の期限を延長すること。
17. 安全で快適な地域社会の実現と産業振興のために一般廃棄物及び上下水汚泥の最終処分場の確保について、積極的に支援すること。
18. 外国人労働者問題や多文化共生施策など外国人に関する施策を総合的に推進すること。
19. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
20. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本の方針等を策定すること。